

○ 議事日程（第4号）

- 1 議案第56号 山ノ内町有線放送電話施設撤去工事変更請負契約の締結について
- 2 議案第57号 令和2年度山ノ内町営住宅長寿命化型改善事業改善箇所買取契約の締結について
- 3 議案第58号 岳南広域消防組合規約の変更について
- 4 議案第59号 北信保健衛生施設組合規約の変更について
- 5 議案第60号 北信保健衛生施設組合不燃物処理センター施設解体事業に伴う財産処分の協議について
- 6 議案第61号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算（第6号）
- 7 議案第62号 令和2年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第63号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 9 議案第64号 令和2年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 10 議案第65号 令和2年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 11 議案第66号 第6次山ノ内町総合計画基本構想・前期基本計画の策定について
- 12 議案第67号 山ノ内町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第68号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第69号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第70号 山ノ内町差別撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第71号 山ノ内町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第72号 町税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第73号 山ノ内町議会議員及び山ノ内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 19 議案第74号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第75号 山ノ内町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第76号 山ノ内町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第77号 山ノ内町地域福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本日の会議に付した事件……………議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（12名）

2番	白鳥金次君	8番	高田佳久君
3番	山本岩雄君	9番	渡辺正男君
4番	湯本晴彦君	10番	西宗亮君
5番	高山祐一君	11番	小林克彦君
6番	望月貞明君	12番	布施谷裕泉君
7番	徳竹栄子君	13番	山本光俊君

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長	藤澤光男	議事係長	田村英則
--------	------	------	------

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	竹節義孝君	副町長	小松健一君
教育長	柴草隆君	会計管理者	小林一夫君
総務課長	小林広行君	税務課長	常田和男君
健康福祉課長	大塚健治君	農林課長	鈴木隆夫君
観光商工課長	湯本義則君	建設水道課長	小林元広君
教育次長	山本和幸君	消防課長	町田昭彦君

(開 議)

(午前10時00分)

議長(山本光俊君) おはようございます。

本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は12名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

-
- 1 議案第56号 山ノ内町有線放送電話施設撤去工事変更請負契約の締結について
 - 2 議案第57号 令和2年度山ノ内町営住宅長寿化型改善事業改善箇所買取契約の締結について

議長(山本光俊君) 本日は日程に従い、議案の審議を行います。

日程第1 議案第56号 山ノ内町有線放送電話施設撤去工事変更請負契約の締結について及び
日程第2 議案第57号 令和2年度山ノ内町営住宅長寿化型改善事業改善箇所買取契約の締結についての2議案を一括上程し、議題とします。

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第56号について質疑を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し、1つずつ行ってください。以後の議案についても同様とします。

10番 西宗亮君。

10番(西宗亮君) 10番 西宗亮です。

議案第56号について1点お願いします。

変更理由のところで、当初設計数量と比較して撤去実績数量が大幅に増えたためということが記されておりまして、若干説明はいただきましたが、当初の設計数量と比較して撤去実績数が大幅に増えたというんですけれども、これは既設、つまり既に設置されているものを、その事業を全面廃止するんだから全部撤去するというので、数量等については劇的に増えるということは考えられないんですが、もうちょっと詳しいその変更理由の説明をお願いしたいと思います。

議長(山本光俊君) 総務課長。

総務課長(小林広行君) お答えをいたします。

まず、大幅に増えたものにつきましては、ケーブルの関係、それと屋外線、それと建柱条件が悪かったことからその撤去に関わる労力、これは柱が建っているわけなんですけれども、そこに機械が入っていけないようなところに対して、その柱を何分割かに切断していくというやり方をしなければいけないというところで、工事費がかなりかさんだというのと、鉄柱を抜いた後、木柱でも何でもそうなんですけれども、柱を抜いた後に大きな穴ができるわけなんですけれども、その復旧に関わる費用、そこが当初の設計ではなかなか見られなかったというところで、そ

の辺が大きな理由ということでございます。

以上です。

議長（山本光俊君） よろしいですか。

10番（西 宗亮君） はい。

議長（山本光俊君） ほかにありますか。

8番 高田佳久君。

8番（高田佳久君） 8番 高田佳久です。

議案第56号についてお聞きしたいと思いますが、増嵩ということで変更契約の締結になりますが、これは変更後の予定価格が幾らになるかお聞かせください。

議長（山本光俊君） 総務課長。

総務課長（小林広行君） お答えをいたします。

変更後の予定価格、請負の当初の比率の関係がありますので、設計額で申しますと約1億8,081万円になります。そこに、比率、当初の契約のときの落札比率がありますので、そちらの0.487を掛けた数字が今回の金額ということになります。ですので、申し上げたとおり1億8,081万円が設計価格で、そこに掛けた金額が今回の金額ということになります。

以上です。

議長（山本光俊君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第56号を採決します。

議案第56号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第56号 山ノ内町有線放送電話施設撤去工事変更請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

議案第57号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第57号を採決します。

議案第57号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、議案第57号 令和2年度山ノ内町営住宅長寿命化型改善事業改善箇所買取契約の締結については原案のとおり可決されました。

3 議案第58号 岳南広域消防組合理約の変更について

4 議案第59号 北信保健衛生施設組合理約の変更について

5 議案第60号 北信保健衛生施設組合不燃物処理センター施設解体事業に伴う財産処分の協議について

議長(山本光俊君) 日程第3 議案第58号 岳南広域消防組合理約の変更について、日程第4 議案第59号 北信保健衛生施設組合理約の変更について、日程第5 議案第60号 北信保健衛生施設組合不燃物処理センター施設解体事業に伴う財産分与の協議についての3議案を一括上程し、議題とします。

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第58号について質疑を行います。

9番 渡辺正男君。

9番(渡辺正男君) 1点だけお願いします。

今回、岳南広域消防の組織再編は分かるんですが、水防団、山ノ内のを削るという部分について、これ水防団が廃止されたのはいつで、これまでこの規約の変更をしてこなかった理由というのはどうなりますか。

議長(山本光俊君) 消防課長。

消防課長(町田昭彦君) お答えします。

町の水防団を廃止したのは26年度末であります。27年度当初から機能別消防団員制度を導入しました。その前段で廃止をしているというのが廃止の時期でございます。

規約の変更が今回になった理由につきましては、特に大きな理由というものは聞いていないんですけども、組合の規約ということで根幹をなすものでありまして、今回の大きな変更に合わせて変更したというように聞いております。

以上です。

議長(山本光俊君) よろしいですか。

ほかにありますか。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第58号を採決します。

議案第58号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第58号 岳南広域消防組合理約の変更については原案のとおり可決されました。

議案第59号について質疑を行います。

9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） 1点になりますけれども、今回の2項が加わるということではありますが、ここに臨時的な経費というこの意味合いと、それから組織市町という表現なんですが、長野市はもう既に組織市町ではなくなっていると思うんですが、この組織市町の協議によって別に定めるといふこの部分について、現在この組合に長野市は議員も送っていないわけで、こういうことに対して、いいとも悪いとも議会の中で述べるできないということを考えて、この組織市町の協議によって定めるといふこの辺がちょっと引っかかるんですが、その辺の説明お願いしたいと思います。

議長（山本光俊君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

長野市の件につきましては、離脱するときの協議書によりまして、そこに定めたもので既に決定されておりますので、それをもって長野市分の負担金については決着をついているということでございますので、今回の組合規定の内容については、現在組織している市町で協議によって行うということによろしいかと思っております。

以上です。

議長（山本光俊君） 9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） その協議書ですけれども、こういうことが起きることを想定して協議書というのは作られているんですか。そのときに処理しなきゃいけなかった部分についての協議書ということじゃなくて、こういう想定外のことが起こったときにもそれは適用されるという判断でよろしいんですか。

議長（山本光俊君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

今回の部分につきましては、長野市の離脱に関わる協定書の中に、不燃物処理センターの廃止に関わる部分についても協定の中に含まれておりますので、その範疇の中でやっているということ認識しております。

以上です。

議長（山本光俊君） よろしいですか。

ほかにありますか。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第59号を採決します。

議案第59号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、議案第59号 北信保健衛生施設組合理約の変更については原案のとおり可決されました。

議案第60号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第60号を採決します。

議案第60号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、議案第60号 北信保健衛生施設組合不燃物処理センター施設解体事業に伴う財産処分の協議については原案のとおり可決されました。

6 議案第61号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算(第6号)

7 議案第62号 令和2年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算(第2号)

8 議案第63号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

9 議案第64号 令和2年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第4号)

10 議案第65号 令和2年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算(第2号)

議長(山本光俊君) 日程第6 議案第61号から日程第10 議案第65号までの5議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。)

議長（山本光俊君） これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第61号について質疑を行います。

8番 高田佳久君。

8番（高田佳久君） 8番 高田佳久です。

3点お願いしたいんですけども、まず1点目は11ページになります。

町債の関係で、今回、過疎債が該当しなかったというご説明だったんですけども、その該当しなかった理由というのをもう少し詳細に教えていただきたいと思います。

議長（山本光俊君） 総務課長。

総務課長（小林広行君） お答えいたします。

まず、老人ホーム建設事業債の関係でございますけれども、こちらにつきましては、2,940万円の減ということですが、養護老人ホームと特別養護老人ホームが今回建設をされるわけでございますけれども、その中の特別養護老人ホーム分の50%、ここについては起債の対象外ということ、これは介護分ということになりますけれども、そちらが対象外ということになったために減額という形になっております。

それと、地域福祉センターの施設改修の関係でございますけれども、こちらにつきましては、地域福祉センターにつきましては、町と社会福祉協議会のほうで面積割で持っているわけでございますけれども、その部分の社会福祉協議会分、これが対象外、これも介護分という扱いになりますので対象外ということで、640万円の減ということになります。

以上です。

議長（山本光俊君） よろしいですか。

8番 高田佳久君。

8番（高田佳久君） ちょっと、もし詳細分かればなんですけれども、特養の50%分が対象外って、その内容、理由はこういった内容で50%が対象外になるのか、そのあたりについても教えてください。

議長（山本光俊君） 総務課長。

総務課長（小林広行君） お答えします。

先ほど申し上げましたとおり、介護分でございます。

言わば、特別養護老人ホームの介護に関わる費用といえますか、建設費用は別の起債を充てるようにということになっておりまして、その起債につきましては、充当が80%で交付税はなしということになりますので、そちらを一般財源に振り替えたということでございます。

以上です。

議長（山本光俊君） 8番 高田佳久君。

8番（高田佳久君） 続いてなんですけれども、17ページの商工費の観光振興費の関係、一般質問等でもいろいろ出たんですけども、この観光イメージアップ事業、これのちょっと事業詳細を教えていただきたいと思います。

議長（山本光俊君） 観光商工課長。

観光商工課長（湯本義則君） お答えいたします。

まず、観光イメージアップの需用費の70万円、これにつきましてはスカイランタンナイトということでイベントを計画しております、その購入費になります。

このスカイランタンナイトなんですけれども、台湾とか中国では年初めに1年の無病息災などを祈って、スカイランタンが揚げられております。今回、コロナの感染拡大ということでコロナの早期終息を願うとともに、足元へのアイスキャンドル、これにつきましては大悲殿の「平和の灯」を分化して足元にキャンドルを置くとともに、スカイランタンに来場者の方に願いを書いてもらって打ち上げるというもので、このスカイランタンなんですけれども、一般的なランタンでは、ろうそくに火をともし空へ揚げるんですけれども、環境問題とか山火事のリスクがありますので、今回使用するのはLEDライトが風船の中に入りまして、20メートル程度のひもをつけて、たこ揚げみたいな要領で揚げていただくと、終了後はそれを回収するというランタンでございます。

あと、委託料の208万円につきましては、こちらにつきましてはコロナの終息、退散祈念と併せて第6次総合計画のスタート年に当たるということで、花火をスターマインと、あと3号玉、4号玉、5号玉を約3か所で500発ほど打ち上げる予定の委託料となっております。

以上です。

議長（山本光俊君） よろしいですか。

8番 高田佳久君。

8番（高田佳久君） 最後、18ページになりますが、教育費の関係の小学校費と中学校費両方に入っているんですけれども、GIGAスクール構想の関係で、国からの補助出ているんですけれども、これの事業の内容と総額が幾らになるかお聞かせください。

議長（山本光俊君） 教育次長。

教育次長（山本和幸君） お答えします。

まず、小学校費の消耗品10万5,000円でございますけれども、3校分掛ける3万5,000円という内容になってございます。中学校は1校で3万5,000円ということです。

内容につきましては、緊急時における学校と児童・生徒のやり取りを円滑に行うために、リモート授業を行うということを想定し、学校側が使用するパソコンに接続して使用するマイク一体型の卓上カメラを購入する費用でございます。

以上です。

議長（山本光俊君） よろしいですか。

ほかにありますか。

10番 西宗亮君。

10番（西宗亮君） 10番 西宗亮です。

8ページ、町税収入の入湯税のところではありますが、2,400万円の減額ということでござい

ます。2,400万円という、単純に入湯税150円で、150で割り返しますと16万人いう数字が出てこようかと思いますが、大分、入込み客につきましてはコロナの関係いろいろあって、かなり落ち込んだり、あるいは盛り返してきたりというような状況なんですけれども、今後補正後、約500万人ほどの入り込み、延べ利用人員に掲げられておりますが、そこら辺への人数的な影響というのはどんなふうに見込んでいるか、お尋ねしたいと思います。

議長（山本光俊君） 観光商工課長。

観光商工課長（湯本義則君） 入湯税に関しましては、税務課でお願いしたいかと思えます。

議長（山本光俊君） ここで議場整理のため暫時休憩します。

（休憩）

（午前10時21分）

（再開）

（午前10時23分）

議長（山本光俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（山本光俊君） 税務課長。

税務課長（常田和男君） お答えします。

入湯税の関係でございますけれども、10月末の段階で前年比と比べまして49.5%という今状況となっております。半分ですね。だから去年の半分という状況になっているということを加味しまして、2,400万円を減額したという格好なんですけれども、これ減額しますと大体65%ぐらいということで、ここからちょっと少しくかなということも含めまして、65%ほどを積算したという形になっております。

9月までは、本当に50%を割る形だったんですけれども、10月、一月分だけ見ると80%に上がったりもしていますので、その辺を加味しまして65%を見ているという状況でございます。

以上です。

議長（山本光俊君） よろしいですか。

10番（西 宗亮君） はい、了解です。

議長（山本光俊君） ほかにありますか。

4番 湯本晴彦君。

4番（湯本晴彦君） 4番 湯本晴彦です。1点お願いします。

9ページですけれども、商工費、県補助金で地域支えあいプラスワン消費促進事業補助金ですが、たしかプレミアム付商品券とかだったと思うんですけれども、ちょっとこれ詳しくご説明いただければと思います。

議長（山本光俊君） 観光商工課長。

観光商工課長（湯本義則君） お答えいたします。

こちらにつきまして県の補助金になるわけですけれども、充当先がプレミアム付商品券、また宿泊促進クーポンへそれぞれ充当をするもので、県の補助金内示の増額によるものでございます。

以上です。

議長（山本光俊君） よろしいですか。

4番 湯本晴彦君。

4番（湯本晴彦君） プレミアム付商品券は、今やっている山ノ内のプレミアム付商品券ということでもよろしいですか。

議長（山本光俊君） 観光商工課長。

観光商工課長（湯本義則君） そのとおり、新たなものではなく、現在の商品券でございます。以上です。

議長（山本光俊君） よろしいですか。

ほかにありますか。

9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） 3点お願いしたいんですが、先ほど高田議員も質問した11ページの過疎債の起債の関係なんですが、介護分について対象外となったということで説明いただきましたが、もともとこれ介護分というのは対象外だったんですか、今まで。町としてそれを起債を見込んだということは、かつてはこれ対象になっていたということでもよろしいんですか。

議長（山本光俊君） 総務課長。

総務課長（小林広行君） お答えをいたします。

当初、過疎債の申請のときには明記がなかったといいますが、そこまで詳しく調査ができなかったところだというふうに思っております、これは北信広域連合でもそうですし、今回、地域福祉センターの関係もありますので、町のほうもそうだったということで、その後詳しい、詳細の起債の手引が送られてきて、その中で介護事業に関わる建設費用につきましては、別の起債を借りてくださいという情報が来ましたので、このような形で今回出させていただきますということでございます。

以上です。

議長（山本光俊君） 9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） ということは、今回、変更になったということでもいいんですか。

かつて過疎債でほかの広域のほうの、それも対応したことあると思うんですが、詳細で介護分は別の起債をやれというふうに来たのは、今回からそういうふうになったということですか。それでよろしいですか。

議長（山本光俊君） 総務課長。

総務課長（小林広行君） お答えいたします。

私のほうでは、過去のものについて、もともとその介護分については対象外だったかどうかというのは把握をしていないわけでございますけれども、もし今までそれがあつたとするならば、今回がということになるかと思えます。

以上です。

議長（山本光俊君） 9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） それでは、2点目お願いします。

その下の12ページですが、企画費の負補交の部分の廃止路線代替バスと地域間幹線バス路線運行費補助金、この辺の説明をちょっと詳しくいただきたいんですが、長野電鉄のことで昨日もテレビでも報道されましたけれども、過去最大の赤字幅というようなことで、9億円からの赤字で、さらにまだ増えるかもしれないというような、ちょっと不安になるような報道があったわけですが、この追加で補助金を計上するという、その辺のいきさつとか状況について説明いただければと思いますけれども。

議長（山本光俊君） 総務課長。

総務課長（小林広行君） お答えいたします。

長野電鉄、長電バスさんの関係でございますけれども、やはりコロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして3月以降の乗客の激減が続いておりまして、現在は若干の回復は見られますけれども、おおむね前年と比較しまして約30%ぐらいの収入であったというふうに聞いておりまして、その赤字分について今回補填をするということになりますけれども。

まず、廃止代替につきましては菅線でございます、ここについては町が当然赤字分は補填するから運行してくださいという路線になりますので、それはその見込みによって今回金額を出していただいて補正をするものでございます。

それと、地域間幹線バス、これにつきましては上林線のことになりますけれども、こちらについては長電バスさんの収支状況によりまして、それを全体で案分を掛けまして、その距離とかそういうもので算出した金額が今回の約94万3,000円でございます。

以上です。

議長（山本光俊君） 9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） 大変な状況よく分かりました。

それで、3点目ですが、21ページの諸支出金、公共下水道事業会計の補助金、処理場管理、対象の業者が松川町の業者になったというのが理由だというふうに説明いただきましたけれども、詳しく、その業者が変わった理由だとか、なぜこの松川町の業者になったのか、この補助金を支出するその辺の理由について根拠、その点について説明いただければと思います。

議長（山本光俊君） 建設水道課長。

建設水道課長（小林元広君） お答えいたします。

諸支出金、公営企業費の公共下水道事業会計補助金でございますけれども、公共下水道会計のほうに受入れをするわけですが、汚泥の収集運搬の方法が以前と変わりました。それで現在は松川町の会社のほうにお願いをしています。

以前、堆肥化というようなことで処分しておったんですが、ちょっとそれがなじまないというような経過がございまして、業者等、県のほうからもご紹介いただいて、現在、松川町の業者のほうで収集運搬をしておると、そういうような経過でございます。

以上です。

議長（山本光俊君） 9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） 堆肥化というのは、じゃ現状行っていないということでもよろしいんですか。

議長（山本光俊君） 建設水道課長。

建設水道課長（小林元広君） 現在は、松川町の業者のほうで焼却処分というような形で、今、対応しているということでございます。

以上です。

議長（山本光俊君） よろしいですか。

ほかにありますか。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしを認め、討論を終わります。

議案第61号を採決します。

議案第61号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第61号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算（第6号）については原案のとおり可決されました。

議案第62号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第62号を採決します。

議案第62号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第62号 令和2年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

議案第63号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第63号を採決します。

議案第63号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（山本光俊君） 全員起立です。

したがって、議案第63号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

議案第64号について質疑を行います。

9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） 1点お願いします。

今回の補正、保険者努力支援の増額ということで大変喜ばしいことではあるんですが、この会計全体で現状、前年度からの繰越金についてまだ全額計上されていない、2,000万円ほど留保されているような感じだと思うんですが、その辺を次の補正というときと3月議会になるかと思えますけれども、繰越金を全額計上していないということの意味と、第8期に向けての介護保険料をどうするかというのは、きっとこの間も検討というか審議会が開かれたと思うんですが、それにも関わってくる補正なのかなというふうに思います。

現状の保険給付費の動きやなんかも含めて、この繰越金を計上されない理由についてお願いしたいと思います。

議長（山本光俊君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

今回の補正につきましては、今お話のありました繰越金については全額補正の内容には出しません。その分、3月まで取っておきましてというような中身になりますけれども、現在これから第8期の計画をする上で、その辺の剰余金の関係も含めて基金の状況、こういったものも加味する中で8期の計算をしていきたいというようなことがありますので、今回は留保させていただいたということでございます。

以上です。

議長（山本光俊君） よろしいですか。

ほかにありますか。

(発言する者なし)

議長（山本光俊君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第64号を採決します。

議案第64号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、議案第64号 令和2年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第4号)については原案のとおり可決されました。

議案第65号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第65号を採決します。

議案第65号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、議案第65号 平成2年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

11 議案第66号 第6次山ノ内町総合計画基本構想・前期基本計画の策定について

議長(山本光俊君) 日程第11 議案第66号 第6次山ノ内町総合計画基本構想・前期基本計画の策定についてを上程し、議題とします。

質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案について、どのような方法で審査を行ったらよいか、お諮りします。

動議の提出

議長(山本光俊君) 4番 湯本晴彦君。

4番(湯本晴彦君) 4番 湯本晴彦。

動議を提出したいと思います。

ただいま議題になっております第6次山ノ内町総合計画基本構想・前期基本計画の策定についての議案につきましては、当町が目指す将来像を明らかにし、またそれを実現するための具体的な施策を示した重要な案件であります。

つきましては、委員会条例第5条の規定によって全議員12名で構成する特別委員会を設置し、これに付託した上で適正かつ十分な審査を行われますよう提案いたします。

議長（山本光俊君） ただいま4番 湯本晴彦君から議題となっております第6次山ノ内町総合計画基本構想・前期基本計画の策定についての議案の審査について、全議員12名で構成する特別委員会を設置し、これに審査を付託されたいとの動議が出されました。

お諮りします。ただいまの動議について賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、ただいまの動議は会議規則第16条に規定する所定の賛成者がありますので、動議は成立しました。

4番 湯本晴彦君の動議を直ちに議題として採決します。

ただいまの動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第66号の議案の審査については、全議員をもって構成する特別委員会を設置し、これに審査を付託されたいとの動議は可決されました。

山ノ内町議会総合計画審査特別委員会の設置について

議長（山本光俊君） 山ノ内町議会総合計画審査特別委員会の設置についてを議題とします。

総合計画審査特別委員会の設置に関する動議案を事務局から配付させます。

（特別委員会設置案配付）

議長（山本光俊君） 提出者の説明を求めます。

4番 湯本晴彦君、登壇。

（4番 湯本晴彦君登壇）

4番（湯本晴彦君） 4番 湯本晴彦。

それでは、提案について説明をさせていただきます。

山ノ内町議会総合計画審査特別委員会の設置について。

議案第66号 第6次山ノ内町総合計画基本構想・前期基本計画の策定について。

以上の議案については、山ノ内町議会委員会条例第5条の規定により特別委員会を設置して付託審査するものとする。

令和2年12月2日提出

山ノ内町議会議長 山本光俊様

提出者 議会運営委員会委員長 湯本晴彦

それでは、特別委員会の設置要領について説明いたします。

1 委員会の名称 山ノ内町議会総合計画審査特別委員会とする。

2 審査事項 議案第66号 第6次山ノ内町総合計画基本構想・前期基本計画の策定について

3 審査期間 12月2日から審査終了の日までとする。

4 委員定数 12人とし、次の2部会構成をもって審査を分担する。

(1) 第1部会 (総務産業常任委員会委員6人)

(2) 第2部会 (社会文教常任委員会委員6人)

5 審査区分

(1) 議案第66号 第6次山ノ内町総合計画基本構想・前期基本計画の策定について

①第1編序論及び第2編基本構想の審査

○合同部会 (各部会共通)

②第3編前期基本計画の審査

○第1部会

・第1章 ひとつがたぐ、魅力あふれる産業と交流の郷土

・第4章 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土

*第1節 うるおいと安らぎのある誰もが住みたくなる郷土をつくる

*第2節 自然と人が調和する持続可能な郷土をつくるの内1. ユネスコエコパーク及び2. 景観

*第4節 守りあい・支えあいによる安全な郷土をつくる

・第5章 みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土

・第6章 イノベーション戦略プラン2.0の内上記に係る事項

○第2部会

・第2章 いきいきと暮らす、元気が満ちる郷土

・第3章 未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土

・第4章 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土

*第2節 自然と人が調和する持続可能な郷土をつくるの内3. 環境・衛生

*第3節 人とのつながりで希望のある安心な郷土をつくる

・第6章 イノベーション戦略プラン2.0の内上記に係る事項

6 正副委員長等

委員会に正副委員長、正副部会長を置く。

正副委員長は議長指名とする。

正副部会長は各常任委員会の正副委員長が担当するものとする。

審査日程については裏面のところをご覧ください。

以上でございます。

議長 (山本光俊君) 質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。山ノ内町議会総合計画審査特別委員会の設置について提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については提案のとおり可決されました。

これより山ノ内町議会総合計画審査特別委員会の正副委員長の選任を行います。

ただいま可決されました特別委員会設置要領第6項の規定により、正副委員長を議長が指名します。

委員長に12番 布施谷裕泉君、副委員長に2番 白鳥金次君を指名します。

ここで総合計画審査特別委員長から挨拶をいただきます。

布施谷裕泉総合計画審査特別委員長、登壇。

（総合計画審査特別委員長 布施谷裕泉君登壇）

総合計画審査特別委員長（布施谷裕泉君） 12番 布施谷裕泉です。

このたび議長指名によりまして、第6次山ノ内町総合計画基本構想・前期基本計画審査特別委員長を仰せつかりました布施谷裕泉でございます。大役のご指名に身の引き締まる思いとともに、その責任の重さを痛感しております。

特別委員会の構成は、全議員参加の総務産業、社会文教、各常任委員会ごと2部会の構成となります。それぞれの専門分野で掘り下げた審議を期待するところでございます。

今回提案されております第6次町総合計画基本構想は、令和3年度より12年度までの10年間の大綱であり、前期基本計画はこれを踏まえた具体的な施策となっています。折しも今は、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、いまだに収束の兆しが見えていない中、多くの社会活動が制限され、経済は危機的状況にあります。我が国、我が町においても同様であります。このような現状を乗り切り、持続的なまちづくりにつなげるためには、まさにこれからの10年間に大きな意義を持ちます。

このような背景の下、提出された町総合計画は、町民アンケートや地区懇談会等、また総合計画審議会の検討を経てまとめられたものです。議会としてしっかり受け止めさせていただきたいと思っております。

委員各位には限られた時間ではありますけれども、精力的に審議され、悔いのない結論が導かれるようよろしくお願いいたします。また、提案者であります町長はじめ町側のご協力をいただき、事務が全うできますことを改めてお願い申し上げます。

簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山本光俊君） 議案第66号の議案につきましては、山ノ内町議会総合計画審査特別委員会に審査を付託します。

特別委員長以下委員各位にはご苦労さまですが、十分審議を尽くしていただき的確な審査をお願いします。

審査結果につきましては、会議規則第46条の規定によって本会期中に報告できるようお願いします。

正副委員長、各部長におかれましては、審査が的確かつ迅速に進められますよう、お手元に配付しております審査日程に基づき、あらかじめ関係課等と十分打合せの上、審査をお願いいたします。

12 議案第67号 山ノ内町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

13 議案第68号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

14 議案第69号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定について

議長（山本光俊君） 日程第12 議案第67号 山ノ内町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第13 議案第68号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、日程第14 議案第69号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定についての3議案を一括上程し、議題とします。

これより議案ごとに質疑を行います。

議案第67号について質疑を行います。

4番 湯本晴彦君。

4番（湯本晴彦君） 4番 湯本晴彦です。

内容とちょっとずれるかもしれませんが、ちなみに山ノ内町において地域経済牽引事業に当たる事業とかそういう事業者ですか、そこというのはあるのか、お聞きしたいです。

議長（山本光俊君） 税務課長。

税務課長（常田和男君） お答えします。

この地域経済牽引事業でございますけれども、まだ当町におきましては、これに該当するもの、対象になっているものはないという格好でございます。

今、結構これが規模が大きい形になってまいりますので、長野須坂といいますか、あの辺で、あのインターの近くに大型のショッピングセンターといいますか、そういう施設を誘致するか、そういった大変大きな規模の事業になってまいりますので、今のところ当町におきましては、該当はないという状況になっております。

以上です。

議長（山本光俊君） よろしいですか。

ほかにありますか。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑を終わります。

議案第68号について質疑を行います。

9番 渡辺正男君。

9番(渡辺正男君) 1点お願いします。

ちょっと説明の中で、基礎控除なのかな、33万を43万に引き上げて1人プラスしてというような形だったんですが、現実その被保険者にとってはどんな階層が、例えば軽減の恩恵を受けるのか、また全体的にはどういうふうになるのか、この改正によって保険税全体への影響額というのはどのくらいなのか、その辺というのは試算されているでしょうか。

議長(山本光俊君) 税務課長。

税務課長(常田和男君) お答えします。

今回の国民健康保険税条例の改正につきましては、地方税法施行令等の改正によるものという形になりまして、そちらの地方税の関係で基礎控除が現行の33万円から43万円に引き上がるということです。そちら、基礎控除が引き上がるのは、給与所得の控除額が10万円下がることから10万円所得が増えることになり、そのため国保税の軽減措置の対象の影響をなくすためには、算定上基礎控除を10万円引き上げる必要があるためであります。

(発言する者あり)

税務課長(常田和男君) そうです、だから結局所得が10万円上がる分をそっちの基礎控除のほうで、今度はそっちを引き上げないとバランスが取れてこないということになりますので、とにかく今やろうとしているのは、地方税法の施行令に合わせる改正に伴ってバランスを取っているので、結局すっぺこっぺになるという形になります。

以上です。

議長(山本光俊君) 9番 渡辺正男君。

9番(渡辺正男君) すっぺこっぺというのは、トータルではそうなのかもしれないんですけども、どんな階層の人が、得をするとか損するという言い方もおかしいんですけども、例えば低所得世帯と大勢被保険者のいる世帯とそういうので、この改正によってどんな影響が出るのかという、それを聞きたいんです。

議長(山本光俊君) 税務課長。

税務課長(常田和男君) お答えします。

ちょっとどの階層というところの計算がまだ手元にございませんで、またしっかり計算した上でまたお答えしてまいりたいと思います。

以上です。

議長(山本光俊君) よろしいですか。

ほかにありますか。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑を終わります。

議案第69号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第39条の規定によって、議案第67号から議案第69号までの3議案を総務産業常任委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(山本光俊君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号から議案第69号までの3議案は、総務産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査の結果につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって、本会期中に報告できるようお願いします。

15 議案第70号 山ノ内町差別撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

16 議案第71号 山ノ内町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

17 議案第72号 町税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について

18 議案第73号 山ノ内町議会議員及び山ノ内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

19 議案第74号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について

20 議案第75号 山ノ内町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

21 議案第76号 山ノ内町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(山本光俊君) 日程第15 議案第70号から日程第21 議案第76号までの7議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長

(議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。)

議長(山本光俊君) これより議案ごとに質疑を行います。

議案第70号について質疑を行います。

9番 渡辺正男君。

9番(渡辺正男君) 1点だけお願いします。

同対審答申の精神というその辺を削るということなんですが、この辺、時代の流れとかそういうのがあると思うんですが、この同対審答申の精神というこの部分については、法律的なものだったり時代の流れでこういった表現はそぐわないというふうになってきたということなんですか。

議長（山本光俊君） 総務課長。

総務課長（小林広行君） お答えをいたします。

そぐわないという言い方は、ちょっといいのかどうか分かりませんが、今の差別の関係、あるいは人権擁護の関係、こういったものについて、そういったものが日本全国の中で、今おっしゃられた同和对策審議会答申の精神という部分というのは、もう残っているところはほぼありません。

これはやはり時代の流れで、そういったところに力を入れていくということよりも、今はどちらかというと差別の解消を目的とした、そちらのほうに切り替えているということでございますので、そこは削除させていただいたということでございます。

以上です。

議長（山本光俊君） よろしいですか。

ほかにありますか。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑を終わります。

議案第71号について質疑を行います。

9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） 人数を増やすということなんですが、予定されるどんな方を追加をしてという部分について、なぜメンバー追加が必要で、こういった改正に至ったのか、その辺の経緯についてお願いします。

議長（山本光俊君） 総務課長。

総務課長（小林広行君） お答えいたします。

現在30名を35名にということでございますけれども、今、具体的に予定しているのは、防衛省の関係でございますけれども、現在そこが入っていないということがありまして、自衛隊になりますけれども、そちらのほうからぜひ入れていただきたいと。

確かに、自衛隊の方については、大規模な災害があったときにはすぐ駆けつけていただいて、それで災害活動をしていただくということがありますので、それは今回入れさせていただきたいということでございまして、そのほかに自主防災アドバイザーがお二方いらっしゃるんですが、そちらの方についても、防災関係につきましては重要な役割を果たすということから、加えさせていただきました。

そのほかまだ残る、余りがあるということになりますけれども、それは防災に関するいろいろな相互応援協定を各会社等にお願いしているわけですが、これが増えていく可能性が

十分あるということで、予備数として今回35ということにさせていただいております。

以上です。

議長（山本光俊君） 9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） 具体的にはきっと松本の陸上自衛隊の方になるのかなと思いますけれども、こういった同じような防災会議というのは各自治体にあると思うんですが、防災会議の中に、恐らく山ノ内だけじゃなくて、ほかの自治体にも自衛隊から申入れがあったと思うんですけれども、現状、今回の町のような対応で、陸上自衛隊をメンバーに加えている、そういった近隣であったり自治体がもしあるようであれば、その辺の状況も教えていただければと思いますが。

議長（山本光俊君） 総務課長。

総務課長（小林広行君） お答えいたします。

北信管内ですと、中野市さんと飯山市さんが加わっております。ほかの北信の村の関係については、現在入っていないということでございますけれども、自衛隊のほうからは、人口規模の大きいところからお願いをしてくれているというような状況がございますので、今後、村についても防災会議のほうに加えさせていただきたいという話は、今後あるかというふうに思っております。

以上です。

議長（山本光俊君） ほかにありますか。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑を終わります。

議案第72号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第73号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第74号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第75号について質疑を行います。

9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） 会計年度の任用職員の関係ですよね。

ちょっと確認しておきたいのは、期末手当の部分ですけれども、大抵の自治体では、これ制定するときに2.6か月というような形で条例を定めたところが多かったわけですが、山ノ内町は1.45ということでスタートしました。

私もちょっとその部分については反対させてもらったんですけれども、今回この期末手当の

部分について、今後、来年度からですけれども、どういう形に変わるのか、その辺の同一賃金、同一労働という部分についての考え方、基本的な姿勢についてちょっと教えていただければと思います。

議長（山本光俊君） 総務課長。

総務課長（小林広行君） お答えをいたします。

今まで、現行では1.45月ということで、これはその当時に説明を申し上げたとおり、長野県の1.45を山ノ内町もならわしていただいたということでございます。

他の市町村におかれましては、2.6のところはかなり多かった中、それが全てじゃございませんけれども、2.6が多かったということで、この1.45を決めた後、国のほうから通達が来まして、できるだけ正規の職員と同様の2.6の期末手当を支払うべきではないかというような内容が参りました。それで、県のほうも急遽2.6にというふうに考えたというふう聞いております。町もそれに倣って、今回は0.05下がります2.55という形にさせていただいております。

ただ、期末手当につきましては、先ほど議員からありましたとおり、同一労働、同一賃金の観点で今回、会計年度任用職員制度ができた、それによって、こういった一時金についても正規の職員と同じようにということですので、責任の度合いですね。今まで、昨年度までは臨時職員、嘱託職員でお願いしてきた部分について、正規の職員と同様の期末手当を支払うということになりますと、当然人事評価も必要になりますし、それに見合う仕事もしていただくということで考えております。

以上です。

議長（山本光俊君） 9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） 説明の中というか、国から通達というか調査もあつたりいろいろで、2.6にしてほしいというようなことで、それについての財源措置というんですか、その辺についてもちょっと説明いただければと思います。

議長（山本光俊君） 総務課長。

総務課長（小林広行君） お答えをいたします。

そのときの内容では、期末手当の増加分につきましては、国が面倒を見ましょうということで、その内容は普通交付税ということでございます。

以上です。

議長（山本光俊君） よろしいですか。

ほかにありますか。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑を終わります。

議案第76号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第39条の規定によって、議案第70号から議案第76号までの7議案を総務産業常任委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(山本光俊君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号から議案第76号までの7議案を総務産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査の結果につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって本会期中に報告できるようお願いいたします。

22 議案第77号 山ノ内町地域福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

議長(山本光俊君) 日程第22 議案第77号 山ノ内町地域福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

これより質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第39条の規定によって、議案第77号を社会文教常任委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(山本光俊君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号を社会文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査の結果につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって、本会期中に報告できるようお願いいたします。

議長(山本光俊君) 以上をもって、本日付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉議し、散会します。

大変ご苦労さまでした。

(散 会)

(午前11時11分)